

SM-Q-26-1218-01

相良真帆への追加照会・資料利用範囲の確認

当日の案内業務への限定した照会協力と、事例紹介への利用を分けて確認した記録です。

原資料作成日	2026.12.18
原作成・担当	照会：第一調査部 三浦 航／回答：相良 真帆／範囲管理：久瀬 由紀
文書番号	SM-Q-26-1218-01

2026年12月14日付AS-N-26-1214-01の受領後、相良真帆へ今後の照会と資料利用の用途を分けて確認した。対象日・対象ロットに関する理由記録訂正は既決定のままであり、追加協力への同意を訂正維持の条件として求めていない。

本人は、2017年6月6日に受け取った束、配布を停止した時点、施設側から受けた指示について、自分が経験した範囲の再照会に応じると回答した。配布版やロットの確定は保存された原記録との対応で確認し、本人回答だけで他の担当者の判断を認定しない。

氏名・経歴を組織の改善実績や採用・事業案内の事例へ使用することについて、本人は同意しないと回答した。三浦はその回答を用途欄へ反映した。本人が提示する資料を別の共同事業へ再利用する場合は、今回の同意を流用せず、相手と目的を改めて示す。

久瀬は、照会協力と本人への訂正通知を別の管理項目にした。氏名を含む提供版の閲覧先は、本件の記録照会担当と監察に必要な受領担当へ限定し、公開用事例への転用を許可しない。本人が今回の実証・集計変更を2017年当時から知っていたとの記載も行わない。

本人が回答した利用範囲

用途	本人回答	担当の処理
対象日の経験に関する追加照会	自身が経験した範囲で協力	三浦が記録と照合
訂正維持と追加協力の関係	別に扱うことを確認	既決定を維持
改善実績・広報事例への氏名等利用	同意しない	当該用途へ提供しない
別事業への再利用	今回の同意の対象外	目的と閲覧先を再確認

提供・参照情報

提供日	2026.12.18
抄録作成日	2026.12.18
原資料の出所・保存経路	本人への用途別照会票と回答原記録。本人が了承した項目のみを採録し、連絡先、生活上の情報および個別契約条件は提供範囲外。
作成・提供の目的	訂正後の追加照会について、本人が協力する範囲と資料の利用目的を確認する。

原資料本文とは別に付した参照先です。参照情報更新日：2027.02.19

相良への理由記録訂正の維持・結果通知 ↗

当日の浅葱現場日誌 ↗

継続照会の受領登録 ↗

本資料はフィクション作品の一部です。作品案内：<https://shiomori.piveh.com/about-this-site/>